

# くらしを支える 「みちづくり」

## 愛知県



人口：7,462,800人（H25.3末）  
特徴：日本のほぼ中央に位置し、  
古来の尾張と三河の2国を合わせた  
地域で、全国有数の工業県。  
県名は万葉集に由来。

自動車産業の集積拠点である愛知県は、同じ都市圏である東京・大阪と比較して自動車依存度の高い地域でもあり、減少傾向にあるものの依然として交通事故死者数が多く、停車帯をすり抜ける車両によって引き起こされる事故や停車帯での違法駐車が問題となっている。

そこで、平成24年3月、「道路構造の技術的基準を定める条例」を制定し、停車帯の幅を狭めた県独自の構造基準を設定することで、すり抜け車両や違法駐車防止を図り交通事故の減少を目指している。



張り巡らさせた愛知県内道路網

## 「車社会」 愛知

愛知県は、自動車関連産業が高度に集積した自動車産業の一大拠点であり、社会生活面でも、全国一の自動車保有台数、全国第3位の道路総延長距離等、他の大都市圏に比べ、移動手段として自動車への依存度の高い地域である。

他方、平成15年以降、交通事故死者数全国ワースト1位を続けており、交通事故の防止が喫緊の課題である。また、交通量も多く、各地で道路渋滞が大きな問題となっている。

### 地域の実情を踏まえた道路構造

従来、道路構造令の基準では、停車帯の幅は2.5m以上とされていたが、第1次一括法により改正された道路法に基づき国の基準が「参酌すべき基準」とされた。

これを受け、愛知県では、事故のケースとして、本線上で停車している車両の脇をすり抜ける車両によって引き起こされる軽車両やバイクとの接触事故が多かった公安委員会からのヒアリング結果を考慮して、平成24年3月、「道路構造の技術的基準を定める条例」を制定し、停車帯の幅について1.5mを標準とすることを規定した（同年4月施行）。

なお、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が高いと認められる場合においては、大型車の停車を考慮し2.5mまで拡大することができる。

### 「あいちの道作り」による交通事故抑制

現在2か所に変更後の基準に基づく整備が予定されており、今後順次整備が進むことで停車帯を走行する「すり抜け」車両や停車帯に違法駐車する車両を防止することができ、交通事故の抑制効果が見込まれる。

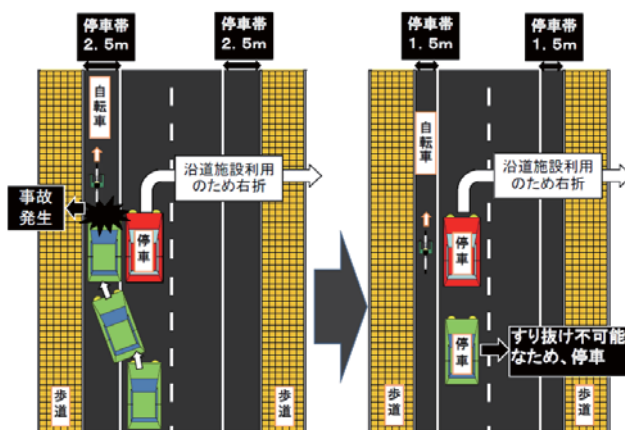
### 地方分権改革との関連

第1次一括法による道路法の改正で、道路構造の技術的基準は条例に委任され、道路構造令が定める地方道の構造（車線の幅員、勾配、曲線半径等）の技術的基準については「参酌すべき基準」とされた。

この結果、停車帯の幅については、国の基準を参酌し、地域の実情に応じた対応が可能になった。



停車帯の駐車状況



停車帯の幅の違いによる事故防止イメージ

### 関係者からのメッセージ



愛知県は、交通死亡事故発生件数が全国的に見て高い地域です。そうした実情を踏まえ、少しでも交通事故件数の減少につながることを期待して、本条例を策定しました。

（愛知県道路建設課主査 木野 一秀氏）